

令和6年度 重要事項説明書 (入所のしおり)



社会福祉法人 旭光福祉会 ちどり保育所

〒697-0021 浜田市松原町 239 番地 1

Tel:0855-22-0986

Fax:0855-22-9433

ホームページアドレス <http://chidorihoikusho.jp>

メールアドレス kchidori@eagle.ocn.ne.jp

ちどり保育所 重要事項説明書

1. 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 旭光福祉会
事業者の所在地	〒697-0021 島根県浜田市松原町 239 番地 1
事業者の連絡先	0855-22-0986
代表者名	理事長 山口 記由

2. 施設の概要

種 別	保育所						
名 称	ちどり保育所						
連 絡 先	(TEL) 0855-22-0986						
	(FAX) 0855-22-9433						
ホームページアドレス	http://chidorihoikusho.jp						
メールアドレス	kchidori@eagle.ocn.ne.jp						
施設長氏名	煙艸 のぞみ						
開設年月日	昭和 33 年 7 月 11 日						
利用定員 60 名 (2号)3~5歳 (3号)0~2歳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	もも組		うめ組	さくら組	きく組	ふじ組	
	6人	9人	9人	12人	24人		
職員体制 (R6.4.1)	職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考		
	所 長	1	1				
	主任保育士	1	1				
	副主任保育士	1	1				
	保 育 士	9	9				
	栄 養 士	1	1				
	調 理 員	2	1	1			
	事 務 職 員	1	1				
	子育て支援員	2		2			
	保 育 補 助	2		2			

3. 施設の概要

敷 地	敷地全体	1841.96 m ²
	園庭	711 m ²
園 舎	構造	鉄骨造陸屋根二階建
	延べ	620 m ²

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1 室	もも組(0 歳児クラス) 乳児室・ほふく室共有(沐浴設備:有)
保 育 室	5 室	もも組(1 歳児クラス) うめ組(2 歳児クラス) さくら組(3 歳児クラス) きく組(4 歳児クラス) ふじ組(5 歳児クラス)
遊 戯 室	1 室	
調 乳 室	1 室	
調 理 室	1 室	
事務室(医務室兼)	1 室	
職員休憩室	1 室	
幼児用トイレ	4 か所	1 階(2 か所) 2 階(2 か所)
設備の種類	冷暖房、床暖房(乳児室:1 室、保育室:3 室、遊戯室) 防犯カメラ(4 台設置)	

5. 施設の目的・運営方針

当保育所の保育方針 保育目標	(基本方針) 人間性豊かな乳幼児期を育てると共に子どもの発達・個性を正しく見極めた一人ひとりを大切にする保育 家庭的な雰囲気を持った養護を取り入れた保育 人との関りを大切にし、豊かな感性や生きる力の基礎を養う保育 (保育目標) 1. やさしく思いやりのある子 2. 明るく素直な子 3. 元気で頑張る子
-------------------	--

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定こども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	7時10分～18時10分(11時間)
	保育短時間	8時30分～16時30分(8時間)
延 長 時 間	保育標準時間	夕:18時10分～19時30分
	保育短時間	朝:7時10分～8時30分 夕:16時30分～19時
開 所 時 間	月曜日～土曜日 7:10～19:30	
休 所 日	日曜日・祝日 年末年始(12月31日～1月4日)	

7. 利用料等

(1) 時間外保育に係る利用者負担

項 目	内 容	金 額
延長保育料	延長保育にかかる費用	日額 250円
	月12日以上	月額 3,000円
一時保育料	一時保育にかかる費用	
	4時間以内 0歳児	日額 1,200円
	3歳児未満	日額 1,050円
	3歳児以上	日額 950円
	4時間以上 0歳児	日額 2,000円
	3歳児未満	日額 1,700円
	3歳児以上	日額 1,500円
	※浜田市外の場合は日額+400円	
	※食事なしの場合は-200円	

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金



項目	内容, 負担を求める理由及び目的	項目	金額	
保育材料費	保育に係わる材料等の費用として	出席カード	400円	
		出席シール	300円	
		のり	290円	
		マーカー8色 (2・3・4・5・歳児)	750円	
		ハイパステラ 16色	610円	
		はさみ	右用	440円
			左用	440円
		自由画帳	380円	
		粘土	460円	
		粘土ケース	760円	
		粘土ペラ	210円	
		道具箱	700円	
		通園バック(黄)	500円	
		集金袋	100円	
		誕生色紙	250円	
		カラー帽子(たれ付き)	1000円	
		おたよりノートカバー	480円	
		おたよりばさみ	440円	
		名札	70円	
		ゴーグル(4・5歳児)	1,000円	
		水泳帽子(4・5歳児)	650円	
		なわとび(4・5歳児)	400円	
		線と文字(年長児)	380円	
		月間 絵本代	1歳児	420円
			2歳児	420円
			3歳児	460円
4歳児	480円			
5歳児	480円			

通所リュック	通所時に使用 対象:2歳児以上	2,700円
制服	通所時に使用 対象:2歳児以上	7,000円
体操服	活動時に使用 対象:2歳児以上	体操服 3,300円 体操ズボン 3,300円
連絡ノート	保護者との連絡方法として	210円
2号認定に係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	主食費 月額 1,500円 副食費 月額 4,500円
災害共済給付金 保護者負担金	日本スポーツ振興センター災害給 付金の係る保護者負担分	年額 240円
フッ素代	フッ素塗布希望者(年2回)	1回 400円
保護者会費	保護者会活動費用として	月額 300円 (兄弟 200円)
写真代	購入希望者 行事等販売用写真 L版 2L版 記念写真	1枚 50円 1枚 150円 1枚 900円
行事費 (交通費、施設使用料等)	親子遠足(5歳児) 卒園旅行(5歳児)	実費 1,000円
オムツのサブスク (保護者負担分)	オムツのサブスク利用の為の 保護者負担分(対象者0・1歳児)	2,000円

※上記金額について、年度途中で変更になる場合がありますのでご了承下さい。

※浜田市による保育所でのフッ素実施については未定

(3) 支払方法

口座振替	給食費	毎月10日口座振替 ※当日が土日、祝日の場合は翌開所日
現金集金	給食費以外のもの	毎月10日前後集金袋にて納入

8. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。子どもたちの個性や発達を正確に見極めた教育と、家庭的な雰囲気
の養護を取り入れ人間性豊かな乳幼児期を育てていきます。

9. 年間行事予定



月	日	行 事 内 容	
4月	8 20	花まつり 親子遠足(アクアスランド)	
5月	2 18	子どもの日の集い 運動会 *全園児個人懇談	
6月	7 15・22	祖父母参観日(芋苗植え):4、5歳児祖父母対象 保育参観[0・1・2歳児(15日)、3・4・5歳児(22日)]	
7月	5 26	七夕会 お楽しみ会(1年生招待)	
9月	26	消防署見学(5歳児)	
10月	4 16 18 23 26	年長児親子遠足 サッカー大会(5歳児) サッカー大会予備日 健康診断 秋まつり	
11月	1 30	祖父母参観日(芋煮会):4、5歳児祖父母対象 生活発表会	
12月	10 24	成道会 お楽しみ会	
1月	18・25 30	保育参観[3・4・5歳児(18日)、0・1・2歳児(25日)] お店屋さんごっこ	
2月	3 14	節分 涅槃会	
3月	3 6 22 中旬 下旬	ひなまつり お別れ会(5歳児保護者招待) 卒園式 健康診断 卒園旅行(5歳児)	
毎月行事:身体測定、避難訓練、誕生会、礼拝日、おひさまクラブ(随時受付、日程調整のうえ実施)			

行事につきましては、状況により変更または中止する場合がありますのでご了承下さい。

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び登所、降所留意事項
【2・3号認定子ども(保育認定)】



利用者の決定	市が行う利用調整による
退 所 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。 ・保護者から退所の申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登所は8時50分までをお願いします。 ・当日に欠席される場合は、7時10分以降に、又登所が遅れることを連絡する場合は8時50分までにご連絡ください。 ・原則として、保育時間内での迎えをお願いいたします。緊急の場合で迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には18時までにご連絡ください。 ・育児休業中や求職中などの延長保育の利用はご遠慮ください。 ・長時間開所のため、早朝及び夕方は当番勤務(時差勤務)で受け入れをしています。担任への伝言等がある場合は、当番職員へ伝えてください。 ご家族以外の方や普段と異なる方のお迎えの場合は、あらかじめご連絡ください。 ・チャイルドシートは安全のため必ず着用してください。 ・駐車場では車のエンジンはとめてください。

11. 健康診断・健康管理



(1) 健康診断

園児健康診断	全園児 2回(嘱託医)
歯科検診	全園児 2回(嘱託歯科)
尿検査	全園児 1回(日本医学臨床)
身体測定	全園児 毎月1回

(2) 健康管理、病気の時の対応

★保育所は乳幼児の集団生活で、感染拡大や症状が重くなることもある為、早めの対応と無理な登所は控えていただきますようご協力をお願いいたします。抵抗力の弱い乳幼児の集団の場ですので、わが子と同じように、他のお子さんの健康にも配慮していただきますよう、よろしくお願いいたします。



【健康管理】

保育所では、原則集団生活ができる状態での登所としております。登所時受け入れ職員に体調についてお知らせください。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違うときは、必ず受診をしていただきますようお願いいたします。座薬を使用するの登所はできません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意してください。

【病気の時の対応】

乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に症状が重くなることがある為、早めのお迎えをお願いしております(体温が38.0℃以上や繰り返しの嘔吐・下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良、咳で眠れない等)。また、体温がいつもより高い、様子が違うなど全身症状を見て、熱が高くなくても容態が悪い時には状態をお知らせ、お迎えをお願いする場合があります。

急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、また早めにお迎えにきていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。なお、お迎えが来られるまでは、事務室にて安静にして過ごします。

感染症と診断された時には、他のお子さんにうつらないようにお休みをお願いしております。

【与薬】

保育所では与薬は行いません。体調不良で受診する際には、医師に保育所に通っていることを伝え、「分2処方」(1日2回の処方)や「分3処方」でも朝、帰宅後、寝る前となるようにお伝えください。なお、医師が必要と認めた場合はご相談ください。(時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、食物アレルギーの症状発現時の頓服薬など)

虫よけスプレーは、保育所にて用意いたします。



※お子さんの体質等で配慮が必要な場合は、あらかじめ担任までお知らせください。

※十分な睡眠と規則正しい生活が一日を機嫌よく、楽しく過ごすことにつながります。生活リズムを整えることにより、より良い発達にもつながります。

※朝食は簡単なもの(パン、おにぎり、バナナ、ヨーグルト等)でもよいので、必ず食べてから登所をしていただきますようお願いいたします。(活動のエネルギーとなり、機嫌や意欲に影響を与えます)

(3) 感染症対策について



【保育所での予防対策】

保育所全体の衛生管理(室内外の環境、食事、ペーパータオルの使用、おむつ交換、排泄等)に努めます。食材の保管調理には温度管理や加熱をして感染を防ぎます。職員は健康管理に留意し、インフルエンザ流行期には予防接種を実施しています。園児には薄着、手洗い、うがい、咳エチケットの習慣等年齢に合った基本的衛生習慣が身につくよう、毎日の生活の中で繰り返し伝えていきます。

【発症時】

保育所での発症には、保護者に連絡し、お迎えが来るまでの間事務室で安静にし、検温、水分補給(吐き気がない場合)を行いながら過ごします。保護者にはメールや掲示、おたよりで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防のご協力をお願いしています。

【治癒後】

感染症の種類により医師記載の「医師の意見書」等を保育所に提出してください。

※感染症の病気については、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づきます。

※登所の基準や保育中の対応については別紙1参照



<登所停止の感染症>

下記の疾患の場合は保育所に登所できません。登所を再開する際には「医師の意見書」をお持ちください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については様式が異なります。

※咽頭結膜熱(プール熱)については医師の意見書の提出の必要はありませんが、医師の確認・診断のもと登所してください。

(用紙は保育所に用意してあります。ホームページからでもダウンロードできます。)

病名	登所のめやす
※インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水ぼうそう	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
※咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が焼失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師において感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師において感染のおそれがないと認められていること

<その他の感染症への対応>

下記の感染症の場合、登所を再開する際には医師の診断に従い登所してください。

登所届の提出は不要ですが、下記の感染症と診断された場合は必ずお知らせください。

病 名	登所のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂痂(かさぶた)化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹(とびひ)その他の感染性疾患については、医師の指示に従って下さい。

※伝染性膿痂しん(とびひ)について

病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出ないようにガーゼ等で覆いましょう。またプールでの水遊びについては治癒するまでやめておきます。

<嘱託医>

医療機関の名称	沖田内科医院
医 院 長 名	沖田 浩一
所 在 地	島根県浜田市蛭子町 20-1
電 話 番 号	0855-22-0767



<嘱託歯科医>

医療機関の名称	岡本歯科
医 院 長 名	岡本 正文
所 在 地	島根県浜田市田町 1470
電 話 番 号	0855-22-1440

12. 安全

安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮をしながら保育を行っています。

子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から最新の注意を払い事故防止に努めています。

万が一事故が起きてしまった場合は、事故時の応急対応、事故時の連絡、事故報告など職員が適切に対応できるようにしています。



○事故防止とその対応

園舎内外及び遊具の安全点検は、職員が定期的に行っています。

<事故防止のためのお願い>

1. 体にあったサイズの服や靴を用意してください。
2. 爪が伸びていると思わぬ事故のもととなりますので、週1回は切りましょう。
3. 長い髪は必ずゴム(装飾のない)で結び、前髪は目に入らないようにしましょう。

○受診したほうがよいと判断したとき

- ① 保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へ連れて行きます。その場合希望する病院があればお知らせください。
- ② 緊急の場合は、救急車対応といたします。
- ③ 外見上には変化がないのに痛がるなど、受診したほうがよいか判断に迷いがある場合は、大事をとって受診します。

○受診の必要がないと判断したとき

- ② けがの状況により、洗浄、消毒、冷やすなどの手当てをします。
- ③ 保護者の方への連絡は、お迎えの時にけがをした状況やその処置などをお伝えします。

～緊急時における対応～

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が起きたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。また嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所でしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

【所轄する消防署】

消防署名	浜田市消防本部
所在地	浜田市原井町 908-11
電話番号	0855-22-0119

【所轄する警察署】

警察署名	浜田警察署 西交番
所在地	浜田市原井町 943-4
電話番号	0855-22-0416

(イ) 非常災害時の対策

防火管理者	煙艸 のぞみ
消防計画届出年月日(直近)	令和 5 年 4 月 21 日 ※今年度は令和 6 年 4 月提出予定
避難訓練	火災・地震、津波 土砂災害・不審者侵入
防災設備	非常警報器具、消火器、誘導灯、火災報知器、備蓄食料・物品 他
避難場所	○土砂災害時： 健康増進センター(すまいる)/子育て支援センターすくすくあと ○火災発生時： 健康増進センター(すまいる)/子育て支援センターすくすくあと ○地震発生時： 園庭 / 駐車場 ○津波・水害発生時： 松原小学校方面(明智寺)/浜田護国神社(城山)
緊急時の連絡手段	電話、メール、ホームページ

【保育中に大きな災害が発生した場合】

- ① 原則的には保育所でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いいたします。またあらかじめ保育所で指定している避難場所に移動することがありますが、この場合は、保育所の入り口に掲示いたします。
- ③ 災害時に必要な物品や約 1 日分の食料を備蓄しています。

【安全・災害対策】

- ① 非常災害の訓練を計画的に行っています。
- ② 不審者侵入等の事件防止対策や対応訓練を行っています。
- ③ 「防犯カメラ」を設置して、万が一に備え録画できるシステムを導入しています。
- ④ AED の設置と年1回職員が救命講習を受講しています。

- 賠償責任保険の加入状況
以下の保険に加入しています。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療育に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもののうち、文部科学省で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育所の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 (登所中の災害の場合 2,000 万円～44 万円)
死亡	保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 (登所中の場合 1,500 万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 (登所中の場合 1,500 万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 (登所中の場合も同額)

13. 給食

	月曜日～土曜日 ※土曜日の午前中のおやつはありません					備考
	午前中： おやつ (牛乳のみ)	給食		午後： おやつ	延長保育時	
		主食	副食費			
0 歳児	○ (1 歳到達後)	○	○	○	○	・月齢や発育に応じた離乳食を用意します ・離乳食は 2 回食になってから始めます
1 歳児	○	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	○	
3 歳児		※○	○	○	○	※3 歳以上児の給食費については保護者負担 主食費 1,500 円 副食費 4,500 円 合計:6,000 円
4 歳児		※○	○	○	○	
5 歳児		※○	○	○	○	

【自園調理】

離乳食、乳幼児食、おやつと給食担当者が毎月献立を作成しています。できるだけ国産で旬のものを使用し、野菜は安全を考慮し加熱処理を行っています。



【献立表・給食だより】

月末に翌月の献立表、給食だよりを配布します。

当日の給食の献立は視診表横にあるサンプルボックスにて展示しています。

【食育の取り組み】

食事に必要な基本的な生活習慣を身につけながら、生活と遊びの中で、栽培、クッキングやバイキングなど意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、楽しく食べられるようにします。



【アレルギー対応について】

食物アレルギーがある場合は除去食指示書(保育所の様式)を提出していただき、保護者と保育士、栄養士で連携をとり除去食の提供等、保育所での進め方を検討していきます。

基本的に 6 か月に一度医師の診断を受け、除去食指示書の提出とともに症状と指示内容を伺う面談の機会を設け、今後の進め方について検討していきます。

除去にあたっては、完全除去とし、専用食器、名札を使用し配膳方法、着席の場所、職員の位置等を保育所内で十分に検討して、全職員で周知して誤食防止に努めます。

保育所での対応に無理がある場合は、ご家庭からお持ちいただくことがあります。

14. 相談・要望・苦情窓口

苦情受付担当者	主任保育士	吉田 ひとみ	
苦情解決責任者	所 長	煙 艸 のぞみ	
第 三 者 委 員	民生児童委員	高 脇 禮 子	浜田市松原町 272-7 TEL:0855-23-0323
	監 事	高 松 彰 夫	浜田市熱田町 112-1 TEL:0855-27-3535

(ア) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(イ) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(ウ) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や、立ち合いを求めることができます。

15. 保護者との連携

保護者の方と、保育所での連携を大切に、子どもの健やかな成長をともに育んでいきたいと思っております。園だよりやクラスだより等の配布、2歳児以上に関しましては連絡一斉メールにて毎日保育所での活動の様子をお伝えします。また毎日の送迎時や連絡帳でのやりとりをはじめ、個人懇談(年2回)、保育参観等で日頃からご意見を伺い、保育に活かし、より良い保育につなげていきたいと思っております。ご心配なことや、疑問に思うことがございましたらお気軽にお声かけください。



16. 準備していただくもの

クラス 準備物	0 歳児 もも(0)	1 歳児 もも(1)	2 歳児 うめ	3 歳児 さくら	4 歳児 きく	5 歳児 ふじ	備考
おむつ (紙パンツ)	オムツのサブスク 利用の為不要		6 枚				毎日補充
パンツ			3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	持ち帰ったら翌日補充
哺乳瓶の乳首	○						
下着(肌着)	3 枚	3 枚	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	保育所においておきます。持 ち帰ったら翌日補充をお願い します
上着(Tシャツ、トレーナー)	3 枚	3 枚	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	
ズボン類	3 枚	3 枚	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	
汚れ物入れの袋	3 枚	3 枚	3 枚	3 枚	3 枚	3 枚	
ガーゼ(授乳時)	2 枚						毎日補充
おしりふき			○				※うめ組必要であれば
食事前エプロン	1 枚	1 枚	1 枚				毎日交換
歯ブラシ		○	○	○	○	○	毎月交換
うがいコップ			○	○	○	○	週末持ち帰り
水筒(お茶入り)				○	○	○	毎日
お昼寝用布団(掛布団、敷き 布団)※夏はタオルケット	○	○	○	○	○	○	0,1 歳児週末、2~5 歳児月末持 ち帰り ※夏場は毎週持ち帰り
パジャマ			○	○	○	○	週末持ち帰り きんちやく袋をご用意下さい
タオル(ひも付き)			○	○	○	○	毎日交換(月曜日~金曜日)
水着			○	○	○	○	プール遊び時期、※4、5 歳児 はスイミング教室にて使用
連絡帳	○	○	○	○	○	○	毎日
通園リュック			○	○	○	○	毎日
通園バック			○	○	○	○	毎日
出席カード			○	○	○	○	毎日
雑巾(大 1 枚、小 2 枚、)	○	○	○	○	○	○	4 月 15 日(月)までにお持ちく ださい
<p>・服装は自由ですが、体に合った着脱しやすい服の着用をお願いします</p> <p>・登所時には、毎日指定の体操服を着用してください(2 歳児から)</p> <p>・通園リュックに連絡帳と、出席カードと通園バック(黄)を入れて毎日持ってきてください</p> <p>・通園リュックにつける装着物(キーホルダーなど)は 1 つにしてください</p> <p>・毎月園だより、献立表、クラスだより、給食だよりを発行していますのでご確認ください</p>							



17. 一日の流れ

時間 \ クラス	3号認定	2号認定
	0.1.2歳児 (もも、うめ)	3.4.5歳児 (さくら・きく・ふじ)
7:10	開所 順次登所 視診	開所 順次登所 視診 
8:00	自由遊び	自由遊び
9:15	朝の会 おやつ クラス別の保育 	体操・マラソン 朝の会 クラス別の保育
11:00 11:20	給食	給食 
12:15 12:30	午睡 	午睡
15:00	起床 おやつ 帰りの会 	起床 おやつ 帰りの会 
16:00	順次降所 自由遊び ※当番職員による合同保育となります。乳児室で過ごします。	順次降所 自由遊び ※当番職員による合同保育となります。遊戯室か園庭で過ごします。
18:10	延長保育 ※延長保育は、職員2名で対応いたします。 ※延長保育の利用は申請書が必要です。	
19:30	閉所	



※保育所ではたくさんのお子さんをお預かりしており、同じものを持っていることも多いです。すべての持ち物に名前をはっきりと書いていただき、日々の確認もお願いいたします。

※物品管理については細心の注意を払っておりますが、お返し忘れや入れ違いがあった場合、原則ご自宅までお届けに伺います。

※子どもは汗をかきやすいので、長い髪の毛は必ずゴムで結びましょう。また前髪が長い場合は視力にも影響しますので、目に入らないようにしましょう。ゴムは装飾のないゴムで、ピンは使用できません。

※保育所に必要のない物の持ち込みはご遠慮ください。手紙や物品のやり取りは保育所外でお願いいたします。

※土曜日に登所される場合は、金曜日の午前中までに連絡帳にてお知らせください。

※保育所敷地内ではすべて禁煙です。

※保護者の方への子どもたちの活動内容や連絡事項につきましては、携帯電話へメールにて送信いたします。

※お弁当日が月に1回あります。(4.7.8月はありません)

※保護者の方への連絡方法として、携帯電話への一斉メールを送信しております。(Jモバイル)

新規の方につきましてはご登録をお願いいたします。

※ホームページ等を情報発信のため公開しており、園児および保護者の方の写真を使用させて頂いております。

掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

※通信障害が起こり、電話が不通になった場合は、ちどり第2保育所(24-7311)にご用件をお伝えください。